

平成26年度におけるDV相談体制について（案）

①DV相談ナビへの新規登録について

○平成26年4月1日から、内閣府DV相談ナビに新規登録

○DV相談ナビとは？

内閣府男女共同参画局が行っているサービス

※詳しい内容は裏面（参考）を参照

②庁内における相談体制の調整

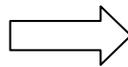
平成25年度まで

DVに関する相談

相談内容によって

担当課へ振り分ける。

平成26年度からの変更点



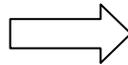
相談窓口を総務課に統一
(DV相談ナビによる転送電話を含む)



総務課で相談を聞き、その相談内容に応じて、対応部署へつなぐ

住民基本台帳システム導入課を中心とした庁内連絡会議

(総務課、町民生活課、税務課、健康福祉課、子育て支援課、教育総務課による情報共有)



DV対策の庁内連絡会議を設置し、被害者を支援する

他の市町村との連絡・調整（ケースによる）

(参考)

DV相談ナビの仕組み

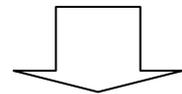
配偶者等からの暴力に悩んでおり、どこに相談したらよいかわからない方



全国共通ダイヤル
(0570-0-55210) に電話



自動音声により、相談者の最寄の相談窓口の電話番号を案内



相談を希望

転送

相談開始

その場での相談を希望しない場合

番号案内のみ